

# 五所川原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業について

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講した場合に、講座終了後にその受講料の一部を支給します。

## 対象になる方

五所川原市に住所を有する方で、下記すべてに該当する場合に支給の対象となります。

- 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、20歳未満の児童を扶養している方
- 児童扶養手当の支給を受けている方か、同様の所得水準にある方
- 過去に教育訓練給付金を受給したことのない方
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

## 支給の対象となる講座

支給の対象となる講座は、雇用保険法の教育訓練給付の指定教育訓練講座です。

(ただし、その講座を受講することにより自立が効果的に図られると認められる場合に限りです。)

## 支給額

一般（特定一般を含む）教育訓練対象講座	給付対象講座に要した経費の60%相当額(上限20万円)
専門実践教育訓練対象講座	給付対象講座に要した経費の60%相当額と講座の修業年数に40万円を乗じた額のいずれか少ない額 (上限160万円)

※受講終了後に支給します。

※60%相当額が12千円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険制度の教育訓練給付金（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）の支給を受けることができる方はその差額を支給します。

※給付対象講座に要した経費とは……

入学料（教育訓練施設に納付する入学金または登録料）、受講料（受講費、教科書代及び教材費）、及びその消費税。

（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用は除きます。）

## 申請手続き（詳細は裏面をご覧ください）

講座受講前に事前相談が必要です。

事前相談後、「受講対象講座指定申請書」により五所川原市から講座の指定を受け、受講終了後、「自立支援教育訓練給付金支給申請書」により支給申請し、審査の後支給となります。

### その他ご不明な点は下記までお問い合わせください

〒037-8686 五所川原市字布屋町4-1番地1 電話 0173-35-2111（代表）

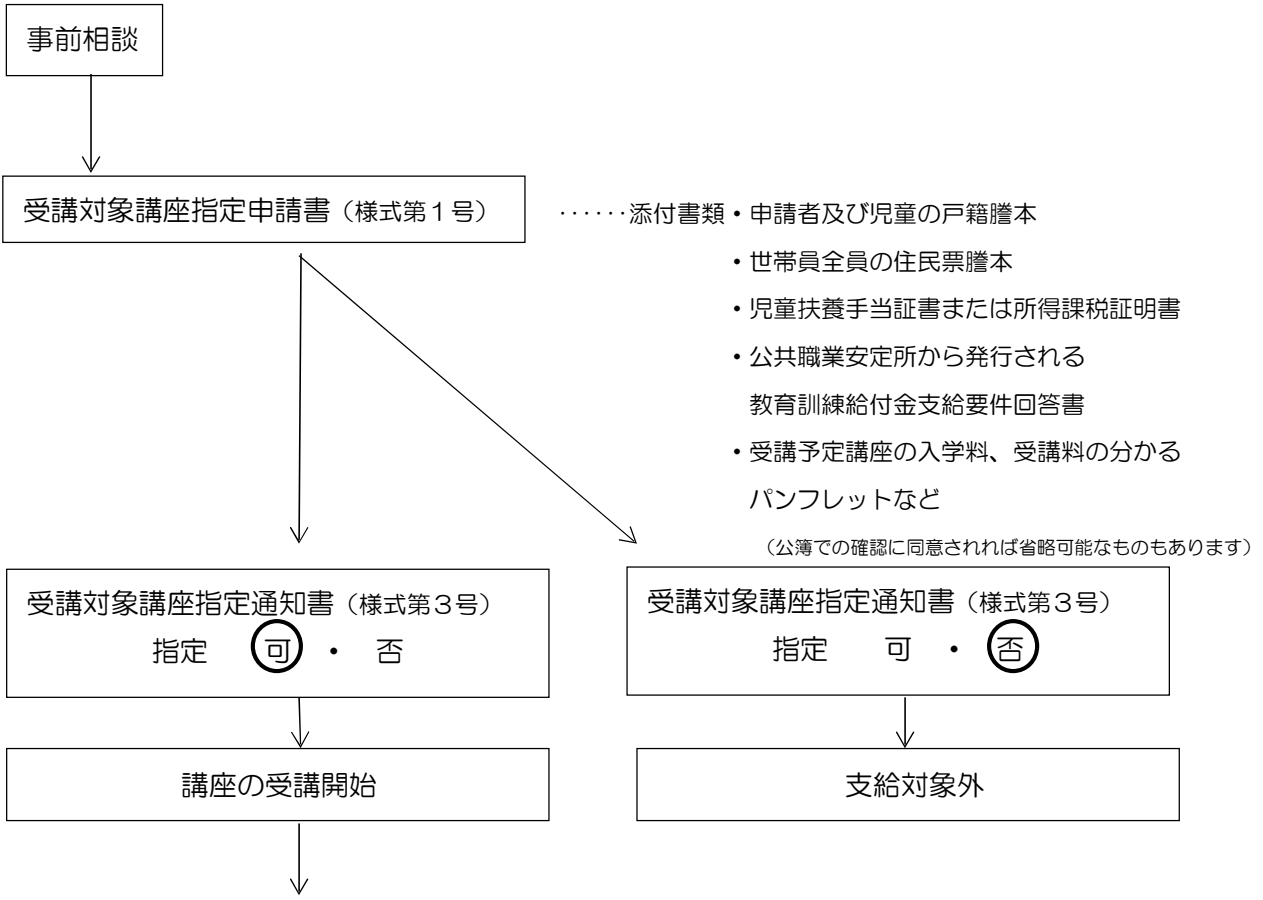
五所川原市 福祉部 子育て支援課 手当医療係 内線 2482

金木総合支所 総合窓口係 内線 3134

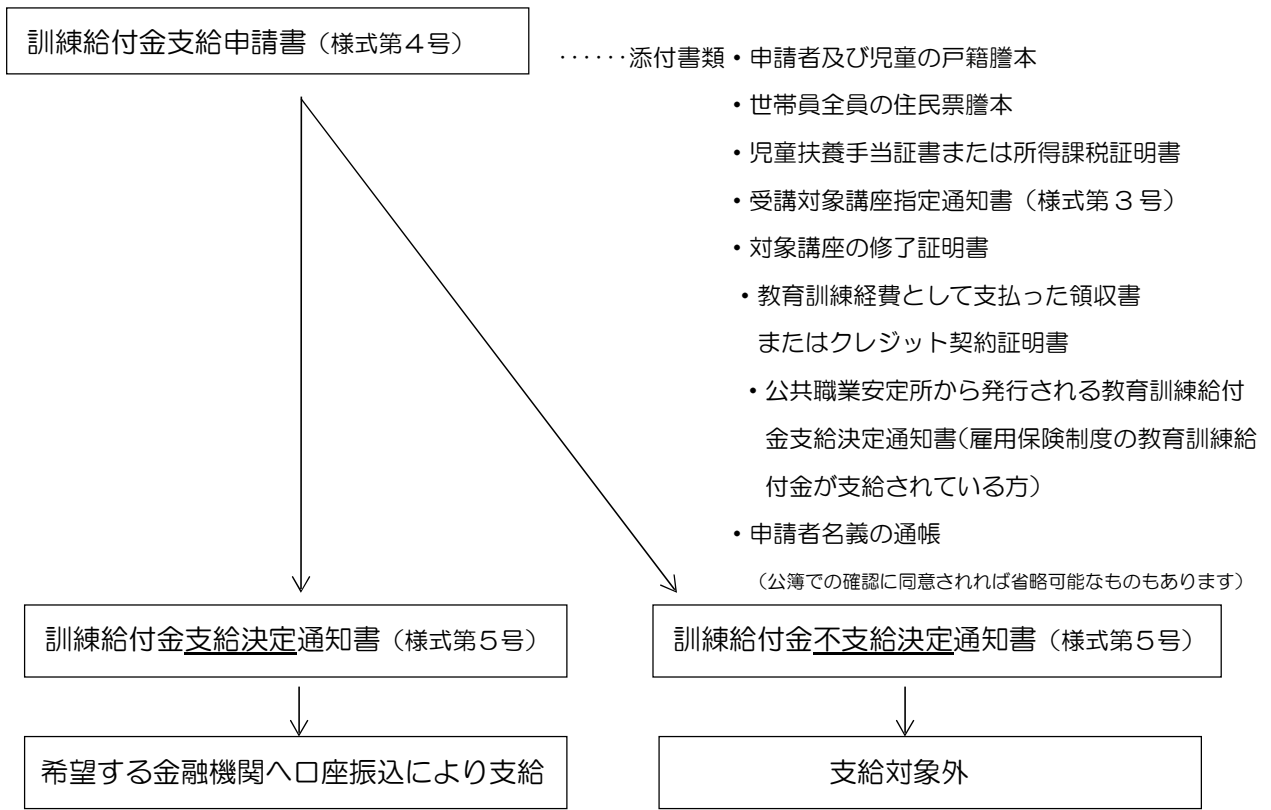
市浦総合支所 総合窓口係 内線 4066

自立支援教育訓練給付金申請から給付まで

●講座受講前に



●対象講座受講終了後30日以内に



※教育訓練給付金の支給後であっても、偽りその他不正な手段により支給を受けたときは、既に支給した訓練給付金を返還していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。